- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名:アジア共栄事業協同組合
 - (2) 代表者職氏名:代表理事 松岡 晴記
 - (3) 所 在 地:愛知県一宮市浅野字大島8番地AKSビル

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったこと及び自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第1号(同法第25条第1項第2号)及び第4号(同法第38条及び第39条第1項)に規定する監理団体許可の取消事由に該当するため。

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名:九州ファクトリー協同組合
 - (2) 代表者職氏名:代表理事 小嶋 誠二
 - (3) 所 在 地:熊本県宇土市新松原町 207-3

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

技能実習生の旅券等を保管していたこと、及び、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限したことから、技能実習法第37条第1項第4号(同法第48条第1項及び第2項)に規定する監理団体許可の取消事由に該当するため。

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名:スカイブルー協同組合
 - (2) 代表者職氏名:代表理事 吉田 剛
 - (3) 所 在 地:島根県浜田市原井町 3050 番地 3

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

虚偽の記載をした監査報告書を作成したことから、技能実習法第37条第1項第4号(同法第41条)に規定する監理団体許可の取消事由に該当するため。

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名:豊洋企業協同組合
 - (2) 代表者職氏名:代表理事 瀧 正志
 - (3) 所 在 地:大分県大分市賀来北1丁目7番27号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関である、TTC VIETNAM HUMAN RESOURCES JOINT STOCK COMPANY との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第25条第1項第8号の基準を満たさないため、同法第37条第1項第1号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社井上製作所
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 井上 義孝
 - (3) 所 在 地:栃木県佐野市天神町 921 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(2件) 令和元年5月7日認定「認1904004815」 令和2年1月6日認定「変認1904002512」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し 不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3 号(同法第10条第9号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:榎本 和雄
 - (2) 代表者職氏名:榎本 和雄
 - (3) 所 在 地:岐阜県美濃市大矢田 1189 番地 7
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(4件)平成30年12月14日認定「認1806037417」令和元年11月21日認定「認1906043436」「認1906043437」「認1906043438」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項 第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社春日
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 前田 清純
 - (3) 所 在 地:京都府京都市右京区西京極西大丸町8番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(12件)

平成30年3月26日認定「認1708005472」「認1708005473」「認1708005474」

同年6月19日認定「認1808006924」

平成31年2月4日認定「認1808038283」「認1808038284」「認1808038285」

令和元年5月13日認定「認1908000332」「認1908000333」

同年7月12日認定「認1908003600」「認1908012449」「認1908012450」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、及び、技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:有限会社寿建設工業
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 原 寿也
 - (3) 所 在 地:愛媛県新居浜市坂井町三丁目8番23号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(9件)

平成30年10月5日認定「認1811005129」「認1811005130」「認1811005131」 令和元年10月3日認定「認1911004234」「認1911004235」「認1911004236」 同年11月19日認定「認1911004401」「認1911004402」「認1911004403」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社才賀商店
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 才賀 博史
 - (3) 所 在 地:茨城県神栖市波崎 9474 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(8件)

平成30年8月7日認定「認1803004615」「認1803004616」

同年9月10日認定「認1803005441」「認1803005442」「認1803005443」

同年9月12日認定「認1803004889」「認1803004890」「認1803004891」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し 不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:サイガ水産株式会社
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 才賀 博史
 - (3) 所 在 地:茨城県神栖市波崎 8240 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(5件)

平成30年8月9日認定「認1803004948」

同年8月27日認定「認1803004669」

同年9月10日認定「認1803005444」「認1803005445」「認1803005446」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有していない者を技能実習指導員として選任していたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社ソーケン
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 麻生 英彦
 - (3) 所 在 地:愛知県岡崎市大樹寺一丁目5番地2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号(24件)

平成30年2月26日認定「認1706009258」「認1706009259」「認1706009260」

同年3月22日認定「認1706009277」「認1706009278」

同年7月24日認定「認1806024756」「認1806024757」「認1806024758」

同年9月25日認定「認1806023462」

同年12月25日認定「認1806057457」「認1806057458」「認1806057459」

平成31年3月22日認定「認1806062387」「認1806062388」「認1806062389」

令和元年7月25日認定「認1906020813」

同年7月26日認定「認1906021341」「認1906021342」「認1906021343」

同年12月23日認定「認1906051742」「認1906051743」

令和2年1月30日認定「認1906048743」「認1906048744」「認1906048745」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、虚偽の答弁をしたこと、及び、労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号(同法第10条第9号)、第5号及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社Teamエイワン
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 布施 徹
 - (3) 所 在 地:愛知県名古屋市南区上浜町 313 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(9件)

平成30年6月1日認定「認1806006494」「認1806006495」「認1806006496」

「認1806007817」「認1806007818」「認1806007819」

同年7月18日認定「認1806008802」「認1806008803」「認1806008804」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し 不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:丹羽 猛誌
 - (2) 代表者職氏名:丹羽 猛誌
 - (3) 所 在 地:岐阜県山県市東深瀬 251 番地 13
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(5件)平成30年12月14日認定「認1806037452」「認1806037453」令和元年11月21日認定「認1906043442」「認1906043443」「認1906043444」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項 第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社丹羽プレス
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 丹羽 啓歌
 - (3) 所 在 地:岐阜県関市武芸川町小知野 433 番地の 12
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(5件)平成30年12月14日認定「認1806037430」「認1806037431」令和元年11月21日認定「認1906043433」「認1906043434」「認1906043435」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項 第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:林 イチ
 - (2) 代表者職氏名:林 イチ
 - (3) 所 在 地:茨城県結城市江川新宿 1976 番地 2
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(13件)

平成30年8月6日認定「認1803004459」「認1803004460」「認1803004461」

令和元年8月5日認定「認1903003270」「認1903003271」「認1903003272」

同年12月13日認定「認1903007839」「認1903007840」

令和2年2月18日認定「認1903009863」「認1903009864」「認1903009865」

令和3年1月6日認定「認2003006753」「認2003006754」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること、及び、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:平下 富雄
 - (2) 代表者職氏名:平下 富雄
 - (3) 所 在 地:岐阜県関市武芸川町谷口 685 番地1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(3件)平成30年12月14日認定「認1806037432」「認1806037434」令和元年11月21日認定「認1906043432」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項 第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:有限会社フジプレス
 - (2) 代表者職氏名:取締役 後藤 しのぶ
 - (3) 所 在 地:岐阜県関市武芸川町谷口596番地の3
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(4件)平成30年12月14日認定「認1806037420」令和元年11月21日認定「認1906043439」「認1906043440」「認1906043441」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項 第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社ベイシックサンミッシェルトキワ
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 内藤 保雄、代表取締役 赤平 常隆
 - (3) 所 在 地:岐阜県岐阜市城田寺 1805 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (86件)

2	認定の取消しを行った記	計画の認定番号(8	36 件)	
	平成30年6月25日認定	「認1806017766」	「認1806017767」	「認1806017768」
		「認1806017769」	「認1806017770」	「認1806017771」
		「認1806017772」	「認1806017773」	
	同年8月13日認定	「認1806029409」	「認1806029410」	「認1806029411」
		「認1806029412」	「認1806029413」	「認1806029414」
		「認1806029415」	「認1806029416」	「認1806029417」
		「認1806029418」	「認1806029437」	「認1806029438」
		「認1806029439」	「認1806029440」	「認1806029441」
		「認1806029442」	「認1806029443」	「認1806029444」
		「認1806029445」	「認1806029446」	
	同年9月10日認定	「認1806035608」	「認1806035609」	「認1806035610」
		「認1806035611」	「認1806035612」	「認1806035613」
		「認1806035614」	「認1806035615」	「認1806035616」
		「認1806035617」		
	平成31年2月15日認定	「認1806064754」	「認1806064755」	
	同年4月24日認定	「認1906002794」	「認1906002795」	
	令和元年8月13日認定	「認1906025176」	「認1906025177」	「認1906025178」
		「認1906025179」	「認1906025180」	「認1906025181」
		「認1906025182」	「認1906025183」	「認1906025184」
		「認1906025185」		
	同年8月23日認定	「認1906027986」	「認1906027987」	
	同年9月4日認定	「認1906029972」	「認1906029973」	「認1906029974」
	同年10月7日認定	「認1906031938」	「認1906031940」	「認1906031941」
		「認1906031942」	「認1906031943」	「認1906031944」
		「認1906031945」	「認1906031946」	「認1906031947」
	同年10月25日認定	「認1906031939」		
	同年11月29日認定	「認1906046824」	「認1906046825」	
	令和2年12月3日認定	「認2006024110」	「認2006024111」	「認2006024112」
		「認2006024113」	「認2006024114」	「認2006024115」
		「認2006024116」	「認2006024117」	「認2006024118」
		「認2006024119」		

同年12月23日認定「認2006024402」「認2006024403」「認2006024404」 「認2006024406」「認2006024407」「認2006024408」 「認2006024409」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、及び、技能実習生の人権を著しく 侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号(同法第9 条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:陽品ガスエンジニアリング株式会社
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 鈴木 輝之
 - (3) 所 在 地:千葉県市原市五井 5938 番地1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(7件)

平成30年5月30日認定「認1804009744」

同年6月15日認定「認1804015635」

同年9月25日認定「認1804045227」

同年11月26日認定「認1804062523」

平成31年1月9日認定「認1804071903」

同年2月12日認定「認1804075914」

令和元年6月21日認定「認1904012922」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:有限会社アパレルメイクきれい
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 川瀬 愛
 - (3) 所 在 地:岐阜県岐阜市福光南町5番7号

2 処分内容

技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適切な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社カワセプレス
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 川瀬 昌克、代表取締役 川瀬 普宣
 - (3) 所 在 地:岐阜県関市武芸川町八幡 162 番地1

2 処分内容

技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適切な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:平田 清美
 - (2) 代表者職氏名:平田 清美
 - (3) 所 在 地:富山県富山市八尾町黒田 2564 番地1

2 処分内容

技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適切な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。